

日刊 動労千葉

84. 4. 28

No. 1629

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八 (動力車会館)
(鉄電)二九五〇六・(公衆)〇四七二二七二〇七

調停不調 公労委 4/27

「4.26%」の低額回答をうち破れ

84新賃金をめぐる闘いは、公労委の場で事情聴取―調停作業が進められていますが、政府・自民党・財界の賃金抑制政策の圧力の中で、二七日未明、調停作業は一時中断し、二七日十四時再開される見込みです。

第二回事事情聴取(四月二四日)

動労千葉の主張を展開

国鉄当局は四月十九日、84新賃金について定昇込み二・七二%(五七八三円)という超低額の、「有額回答」を行ってききました。これは動労千葉の要求とは大きくかけ離れた、「回答」であるとともに、「合理化の推進」「職場規律の厳正」を骨子とする「経営改善計画」の運輸大臣提出と引きかえに出された全く不当なものです。

動労千葉はこれに抗議し、四月二十日公労委に調停申請を行い、四月二一日に一回目の事情聴取が行われました。(『日刊動労千葉』で既報)

二回目の事情聴取は四月二四日、公労委Ⅱ氏原委員長、労働者側Ⅱ内山、使用者側Ⅱ井上の各委員、動労千葉からは中野委員長以下五名が出席して開かれました。

席上、動労千葉Ⅱ山口副委員長が、
① 昨年の調停内容Ⅱ四・一三%は、民間の四・四%を大幅に下回り、その格差拡大の是正が必要であること、

- ② 民間準拠について抑制しないこと、
 - ③ 他公社との格差、条件をつけないこと、
 - ④ 民間と公企体との賃金比較は、勤続年数を含めるべきであること、
- 等、動労千葉の考え方を明らかにしました。

公労委合同調停委員会(4月25、26、27日)

公労委は事情聴取を終え、四月二五日、十五時

政府財界の圧力に屈し、当事者能力を喪失した公労委

4月27日、14時から再開された調停作業は、何ら前進せず、調停委員長見解が出せないう事態となる中で、公益側委員より「平均四・二六%(八九四三円)」の調停案が示されました。これに対し、労働側委員はこの「回答」が民間準拠の原則に違反した政治的な賃金抑制であるとともに、紛争調整機関の責務を放棄するものであるとして拒否しました。従って84新賃金獲得をめぐる今後の取り扱いは、5月1日の合同調停委員会を公労委定例総会に切りかえ、総会の場で「調停不調」を確認し仲裁に移行することとなります。政府・自民党・財界の賃金抑制政策の圧力に屈し、当事者能力を喪失した公労委の対応は極めて不当であり、断固抗議すると同時に、今こそ実力で大巾賃上げを獲得しようではありませんか。【4月17時30分現在・記】(※裏面に「資料」を掲載)

三十分からの公労委全員懇談会を合同調停委員会にきりかえ、調停作業を開始しました。

低額の調停委員長見解は許さない!

調停作業は、四月二六日も断続的に展開され、二時五五分、公益側より労使双方の委員に対し、
① 民間四・四%(一〇〇人以上)、業種別に差があるが、全体としては昨年とほぼ同じか微増としたい、

② 公企体として昨年より〇・一%強でおさえたい、を骨格とする見解が出されました。その後も各委員の折衝が行われ、二七日未明、公益側委員との折衝の中で、「平均四・二六%」の内容が明らかにされました。

これは昨年の賃上げ率四・一三%を若干上回るものの、昨年の賃上げ率が史上最低であるうえに民間準拠の原則を反古にし、民間相場四・四四%を大幅に下回る回答であったことからみても、きわめて低額であり、受け入れることはできません。

調停作業は一旦中断

政府・自民党や財界の圧力に屈し、またしても低賃金を強制しようとする暴挙に対し、労働側は、「低額内容の説明は聞けない」として、二七日、十四時に改めて全組合が集合し、公労委に臨むことを確認して一旦中断となりました。

動労千葉は、再開される調停作業の中で、このような「低額回答」の調停委員長見解を絶対に許さない立場で引きつぎ全力を傾注していく方針です。【この項、四月二七日、午前三時現在・記】

4/27 公益側より示された調停案

(参考)

区分	49年4月 基準内買金	ペース・ツツヅ(13)P%+1170(H)	
		額	率
平均(加重)	209,702 ^円	4,085 ^円	1.95%
国鉄	212,606	4,215	1.94
電電	206,868	4,045	1.96
郵政	207,522	4,045	1.95
林野	234,157	4,425	1.89
印刷	210,794	4,100	1.95
進幣	214,529	4,152	1.94
(昨年のペー)(1.27%+1.140(H))			
平均(加重)	204,738 ^円	3,740 ^円	1.83%

推計定昇額	合計		
	額	率	
4,848 ^円	8943 ^円	4.26%	
4,720	8845	4.16	
4,779	8824	4.27	
4,914	8944	4.34	
4,105	9160	4.41	
4,519	8944	3.82	
4,122	9222	4.37	
4,149	9301	4.34	
円 4,720		円 8,460	% 4.13

(注) 推計定昇額は現行ペースに照準定昇率を乗じて得たものである。

抗議声明

公営券は、公営券の償金紛争調停に於て、民間債金譲渡の原則を打ち、政治的に償金抑制を画策し、紛争調停機関の責務を放棄し、償金統制機関に便宜したと断せざるを得ない。

寸分の現段階の民間債上り状況は、四割以上であることは、各報章機関の発表でも明らかであり、公営券も四割以上あることを認め、るに非ざれば、昨年の不当な調停、仲裁を行われ、減算の結果である四二%を基礎にして民間の昨年比償金が率を単純に上乗せするよう行われ、公営券年償金の歴史の経緯を全面的に踏みにしるものであり、断じて容認するに非ざれば、ええ好い。

さらに、公営券が統一して主張した割当年数を二パーセント比較要素に含める問題も昨年の債上げ最正なことを全く無視して、とて、重大な問題として、償金統制機関の各三割機関として、労使紛争調停が使用者には全く歩み寄り、労働側への高圧的押込が年数を、また二とは、これを公営券機関と認めざるを得ない。二れを連ね、当性は明らか、政府財界の介入による抑制策に追随して断言するものである。

公営券は、昨年度同様本年も物事を平和的妥協解決を遂行し、推移に於て、柔軟な態度を、と、また、公営券があるに、この立場を、公営券の存在価値を、公営券の存在価値を、向うにも含め、根本的間の方針を打ち出すに、確認し、重く、公営券の不当な態度に抗議するものがある。

一九八四年四月二十七日
公営券民間委員会